（別記様式第１号）

計画作成年度	令和７年度
計画主体	人　吉　市

人吉市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担 当 部 署 名　人吉市経済部農林整備課
所　　在　　地　熊本県人吉市西間下町７番地１
電　話　番　号　０９６６－２２－２１１１
Ｆ　Ａ　Ｘ 番 号　０９６６－２４－５９２９
メールアドレス　nourinseibi@hitoyoshi.kumamoto.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス類、ニホンザル、ニホンジカ、アナグマ、カワウ、アライグマ
計画期間	令和８年度～令和１０年度
対象地域	人吉市全域

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和６年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積（ｈａ）	被害金額(千円)
イノシシ	稲	３．７３	３，６２０
	果樹	０．２９	３５０
	飼料作物	０．５８	２０７
	野菜	０．１９	７０２
	計	４．７９	４，８７９
カラス類	稲	０．０５	４４
	工芸作物	０．１８	９１０
	計	０．２３	９５４
ニホンザル	果樹	０．６９	５３３
	野菜	０．０５	２７２
	計	０．７４	８０５
ニホンジカ	水稲	３．０８	２，９８２
	雑穀	０．００	０
	果樹	０．６８	５２７
	飼料作物	０．４９	２０７
	野菜	０．０９	４７５
	工芸作物	０．０４	２２１
	スギ、ヒノキ	６．０	－
	しいたけ	０．２	１３０
	計	１０．５８	４，５４２
アナグマ	野菜	０．０３	４５１
	計	０．０３	４５１
ウサギ	果樹	０．００	５
	計	０．００	５
カワウ	アユ	被害はあるが、被害の実態が把握できていない。	
アライグマ		被害実態は把握できていない。	
合　計		１６．１７	１１，５０６

※届出・報告のない数字は記載できていない。

（２）被害の傾向

鳥獣の種類	被害状況
イノシシ	市内全域において目撃されており、耕作放棄地の増加で潜伏場所が増え、田畑・樹園地へ入り込み易くなっている。収穫前のイネや飼料作物への食害・倒伏害、果樹への食害や枝折被害、野菜への食害が拡大している。また、水田の畦畔や民家の芝生が掘り起こされるなど農作物以外への被害を及ぼしている。
カ ラ ス類	市内全域において目撃されており、被害も多発している。 大野地区では、畜舎へ侵入し飼料の食い荒らしや家畜を突く等の危害を加えている。周辺においても農作物への食害、水稲の播種後の引き抜き等の被害が発生している。 原田地区でも同様に、畜舎等に多く出没し飼料の食害や家畜への被害が発生しており、周辺の果樹（桃）においての食害やビニールハウスの穴あけ、野菜・飼料作物の食害が多発している。 また、粗飼料として田畑に置いているホールクロップサイレージ等にもつつきや破り等の被害を及ぼしている。
ニホンザル	本市のサルの群れは、特に川南を中心に生息しており、３から４のグループからなる１群であると推測される。近隣の町村より分裂した群が定住し、幾つかのグループに分かれ餌を求めて行動範囲を広げている。 農作物被害は、特に果樹（栗・柿等）においては未成熟の段階からの食害や枝折等の被害、水稲においては収穫期における食害、野菜においては通年の食害、原木シイタケにおいては収穫前のそぎ落とし被害が藍田地区を中心に拡大傾向にある。 また、防護柵による被害防止対策や花火による威嚇を行っても、集落を餌場とした行動（人家への出没及び天日乾燥中の作物被害など）が見られるなど、対策への慣れにより効果が少なく、対応に苦慮している。
ニホンジカ	本市では、飼料作物の食害が市内全域に多発し、水稲においても定植前の苗や定植後の同一箇所の食害による生育不良害など依然として続いている。 山間部ではシイタケ等の特用林産物の食害、栗・クヌギ等の新植樹の新芽の食害や枝折、森林における人工林の新植後の食害や被害防止施設や防止材による防除を行ったにもかかわらず、樹木に対する角研ぎの剥皮被害が多発している。 野菜等の被害は通年発生しており、被害が広域に拡大している。

アナグマ	近年、市内全域において被害発生の報告を多く受けている。 数年前は果樹（栗）の収穫期の食害がほとんどであったが、最近は、果樹以外の農作物にも被害が発生している。 野菜等は収穫前から被害が始まり、収穫期になると一夜のうちに多大な被害を受けるなど広範囲に増加している。
カワウ	球磨川流域において飛来が確認されている。主にアユ等の遡上期、産卵期に捕食による被害が発生しており、被害の拡大が懸念される。
アライグマ	県内で生息拡大しており、今後本市での被害が懸念される。

（３）被害の軽減目標

※（　）内数値は林業被害面積

※カワウについては被害の実態が把握出来ていないため未記入。

鳥獣の種類	現状値（令和７年度）		目標値（令和１０年度）			
	面積(ha)	金額(千円)	面積(ha)	軽減率	金額(千円)	軽減率
イノシシ	４．７９	４，８７９	３．３５	３０％	３，４１５	３０％
カラス類	０．２３	９５４	０．１６		６６８	
ニホンザル	０．７４	８０５	０．５２		５６４	
ニホンジカ	１０．３８	４，４１２	７．２７		３，０８８	
アナグマ	０．０３	４５１	０．０２		３１６	
ウサギ	０．００	５	－		３	
カワウ	－	－	－		－	
アライグマ	－	－	－		－	
合　計	１６．１７	１１，５０６	１１．３２		８，０５４	

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課　題
捕獲等に関する取組	・平成２４年度まで年間委託費４４万円で各校区単位の８捕獲隊、シカ専従捕獲隊・サル専従捕獲隊を含めた計１０隊に委託し捕獲を実施していた。 ・平成２５年度からは実施隊へ移行し９隊で捕獲を実施している。 ・捕獲獣は法令に基づき適切な処理を実施している(基本的に埋設処理	・隊員の高齢化、担い手不足。 ・捕獲による個体数調整対策に依存し自己防衛が未整備傾向にある。 ・シカ捕獲対策など経費が急増しており財政負担増。 ・被害が発生している集落では銃器の使用が制限されており対応が困難。

	。一部食用としている。）。 ・協議会を設立して、捕獲ワナを購入し実施隊へ貸与している。 ・年間を通じて捕獲許可を得て銃器、捕獲ワナによる捕獲活動を実施している。 ・狩猟免許取得に係る講習会費等の補助を行っている。 ・ニホンジカについては、広域捕獲を実施するために一斉捕獲を実施している。	・有害鳥獣捕獲期間内は、暑さや雨天など捕獲活動が困難。 ・個体数、生息地など基本的基礎的データの不足により総合的な対策の策定が困難 ・周辺自治体との捕獲連携、情報共有 ・銃猟の新規取得者が少ないため、銃猟による捕獲に限界が生じてくると思われる。
防護柵の設置等に関する取組	・森林環境保全整備事業、熊本県シカ被害造林地機能回復支援事業により、防護柵、剥皮防止材等設置している。 ・農業活性化対策補助事業（市単独）として防除施設の設置に対して、上限５万円以内１／２の補助を実施している。 ・有害鳥獣被害対策協議会による被害防除（侵入防止柵の整備）を実施している。 ・追払いを実施するための電動ガン貸付・ロケット花火の交付を行っている。	・地域集落での合意形成が難しく、耕作放棄地も増加傾向にあり、放任果樹の撤去など集落単位での対応に課題がある。また、被害相談者においては、防除施設の未整備や防除に対する意識が欠けている者も少なくない。 ・防護柵設置は進んできているものの、抜本的な被害対策となっていない。鳥獣の誘引物の除去、草払い、防護柵の定期的な点検等を含めた総合的な対策を地域ぐるみで実施する必要がある。 ・自らの農地は自らの手で守るという意識付けのための集落ごとの勉強会や講習会の開催も必要と思われる。 ・電動ガン貸付やロケット花火の交付について、対策への慣れにより効果が少なく、対応に苦慮している。
生息環境管理その他の取組	・実施隊員を通じて被害地住民へ対策の指導を行う。 ・実施隊員は被害対策についての研修を受ける機会を作っている。 ・令和７年度ドローンによる生息調査を実施した。	・放任果樹の撤去など集落単位での対応に課題がある。 ・被害地においては、対策に関する意識が欠けており、対策に関する情報・知識の周知に苦慮している。

（５）今後の取組方針

①被害地における防除と捕獲を被害防止対策の基本とする。

②地域一体となった被害防除体制を確立する。

・市広報紙や農業広報紙を活用しながら、地域住民による野生鳥獣の追払い、餌付けしない集落環境の整備、侵入防止柵の必要性の啓発

・勉強会や講習会の開催し、被害者への被害防除技術の指導（餌付けしない集落環境の整備、防護柵やネットの設置、追い払い等の指導）

③効果的な捕獲活動・個体数調整を実施する。

・人吉市鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲活動の実施。

・周辺自治体との連携・協力について調整を図り、広域的な有害鳥獣捕獲の実施。

・銃・ワナの免許取得を啓発し、捕獲従事者を育成・確保する。

・研修による実施隊員の捕獲技術向上。

・捕獲用大型・小型箱ワナを増数し、捕獲体制の強化。

・ＩＣＴを活用した捕獲（有害鳥獣捕獲ワナ監視通報システムなど）。

・鳥獣クラウドの活用による鳥獣マップ作成。

・人手不足解消のためドローンの活用。

④その他

・ジビエ処理加工施設の設立及びジビエ利用を推進。

・ジビエ食肉利用残渣の焼却施設の整備を検討。

・関係機関の協力体制を得て有害鳥獣の生息状況と生態調査の検討。

・野生鳥獣と家畜・飼料作付地分離による家畜伝染病まん延の防止。

・農作物被害状況の正確な把握。

・捕獲アプリ等を活用し、実施隊とリアルタイムでの情報共有することで、捕獲従事者の事務負担軽減と事務局の事務効率化データ活用・分析により効果的な被害防止対策に資する。

・スマート捕獲等普及加速化事業の積極的な活用による被害対策推進。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

人吉市鳥獣被害対策実施隊１０班	・被害発生時の対処 ・銃器・ワナによる有害鳥獣の捕獲
熊本県猟友会人吉支部	・人吉市鳥獣被害対策実施隊の補充 ・有害鳥獣対策に係る助言や情報提供

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
８年度	イノシシ カ ラ ス類 ニホンザル ニホンジカ アナグマ カワウ アライグマ	・シカ、イノシシ両用の箱ワナの導入・捕獲 ・小動物用箱ワナの導入・活用 ・大型ワナによる捕獲 ・鳥類捕獲機材の検討・導入 ・狩猟免許初心者講習受講の啓発 ・電動ガン用ＢＢ弾・ロケット花火の購入・活用 ・農林家による有害鳥獣の追払いの強化 ・周辺自治体との捕獲連携、情報共有 ・実施隊による捕獲及び追払い活動 ・被害防止対策に関する広報活動 ・研修会などの啓発活動 ・ＩＣＴを活用した捕獲 ・ドローンを活用した生息調査
９年度	イノシシ カ ラ ス類 ニホンザル ニホンジカ アナグマ カワウ アライグマ	・シカ、イノシシ両用の箱ワナの導入・捕獲 ・小動物用箱ワナの導入・活用 ・大型ワナによる捕獲 ・鳥類捕獲機材の検討・導入 ・狩猟免許初心者講習受講の啓発 ・電動ガン用ＢＢ弾・ロケット花火の購入・活用 ・農林家による有害鳥獣の追払いの強化 ・周辺自治体との捕獲連携、情報共有 ・実施隊による捕獲及び追払い活動 ・被害防止対策に関する広報活動 ・研修会などの啓発活動 ・ＩＣＴを活用した捕獲 ・ドローンを活用した生息調査と追い払い活動

１０年度	イノシシ カ ラ ス類 ニホンザル ニホンジカ アナグマ カワウ アライグマ	・シカ、イノシシ両用の箱ワナの導入・捕獲 ・小動物用箱ワナの導入・活用 ・大型ワナによる捕獲 ・鳥類捕獲機材の検討・導入 ・狩猟免許初心者講習受講の啓発 ・電動ガン用ＢＢ弾・ロケット花火の購入・活用 ・農林家による有害鳥獣の追払いの強化 ・周辺自治体との捕獲連携、情報共有 ・実施隊による捕獲及び追払い活動 ・被害防止対策に関する広報活動 ・研修会などの啓発活動 ・ＩＣＴを活用した捕獲 ・ドローンを活用した生息調査と追い払い活動

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

農作物の被害が増加傾向にある中で、最近集落内での有害鳥獣の出没確認報告件数が増えている。有害鳥獣の捕獲は増加しているが、農地や住宅近隣の里山での捕獲を行うことで被害を防ぐため、これからも、鳥獣被害対策実施隊の隊員数の増加と有害鳥獣捕獲の強化を図っていく。

捕獲実績《参考資料》

対象鳥獣	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
イノシシ	２８５	２８４	３５７	４７７	５４９
カ ラ ス類	３２３	３２６	５２２	２８５	４５４
ニホンザル	１６	２２	１９	３６	２５
ニホンジカ	１，３２４	１，５００	１，６４７	２，０８６	１，９２３
アナグマ	６６	９７	１３５	１６２	２４７

イノシシ	近年農作物の被害が多発しており、被害が当初計画より増加傾向にある。捕獲計画数を年間７００頭で設定する。
カラス類	果樹等への被害が多発しており、被害額が増加傾向にある。被害相談も年々増えてきていることから、捕獲計画数を年間１，０００羽とする。
ニホンザル	捕獲技術の向上や意識改革により捕獲実績も伸びており、被害は軽減されている。しかし、サルが学習し始めており、目撃情報や被害相談が増加してきていることから、過去の捕獲実績、被害状況をもとに捕獲計画数を年間５０頭とする。

ニホンジカ	第二種特定鳥獣管理計画における目標密度を達成するため、過去の捕獲実績、被害状況をもとに、これまでどおり捕獲に取り組む必要があることから捕獲計画数を年間２，２００頭とする。
アナグマ	近年農作物の被害が多発しており、被害が当初計画より増加傾向にある。また、被害相談も増えてきていることから捕獲計画数を年間３００頭とする。
カワウ	球磨川流域において、アユ等の食害被害が確認されており、被害の拡大が起こる前に漁協・近隣市町村と連携し、捕獲や追払いに務める。捕獲計画数を３０羽とする。
アライグマ	今後、本市での被害が懸念されることから、近隣市町村と連携し捕獲等に務める。捕獲頭数は５頭とする。

対象鳥	捕獲計画数等		
	８年度	９年度	１０年度
イノシシ	７００頭	７００頭	７００頭
カ ラ ス類	１，０００羽	１，０００羽	１，０００羽
ニホンザル	５０頭	５０頭	５０頭
ニホンジカ	２，２００頭	２，２００頭	２，２００頭
アナグマ	３００頭	３００頭	３００頭
カワウ	３０羽	３０羽	３０羽
アライグマ	５頭	５頭	５頭

捕獲等の取組内容
捕獲については、有害鳥獣捕獲許可基準を遵守し、人吉市鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら、事故及び錯誤捕獲の防止に努める。捕獲方法については、銃器及びワナによるものとする。 イノシシは、市内全域を対象として予察捕獲を行う。シカ、アナグマ、カラスは、市内全域を対象として年間を通した予察捕獲を行う。サルは、川南を中心に市内全域を対象として年間を通した威嚇及び捕獲を行う。カワウは、被害が発生している時期のうち適切な時期を選定し、被害が発生している球磨川流域において猟銃による捕獲を行う。 これまでアライグマの被害はないが、被害が発生した場合は速やかに対応する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
予定なし。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
人吉市全域	ニホンザル、ニホンジカ、アナグマ、アライグマ

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	８年度	９年度	１０年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ アナグマ	ネット・電気柵など 12,000m 林業用ネット 20,500m 対象面積は83ha	ネット・電気柵など 12,000m 林業用ネット 20,500m 対象面積は83ha	ネット・電気柵など 12,000m 林業用ネット 20,500m 対象面積は83ha

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	８年度	９年度	１０年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ アナグマ	・定期的な電気柵等の管理指導（電圧チェック等） ・潜み場の解消	・定期的な電気柵等の管理指導（電圧チェック等） ・潜み場の解消	・定期的な電気柵等の管理指導（電圧チェック等） ・潜み場の解消

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
８年度	イノシシ カ ラ ス類 ニホンザル ニホンジカ アナグマ カワウ アライグマ	・広報紙・ホームページ等を通した野生鳥獣被害防止の理解促進 ・侵入被害防止柵による農地、農作物の被害の軽減 ・地域住民主体による被害防除、追払い、放任果樹の撤去の実施 ・被害防止に必要な関連機材に関する検討、購入、活用
９年度	イノシシ カ ラ ス類 ニホンザル ニホンジカ アナグマ カワウ アライグマ	・広報紙・ホームページ等を通した野生鳥獣被害防止の理解促進 ・侵入被害防止柵による農地、農作物の被害の軽減 ・地域住民主体による被害防除、追払い、放任果樹の撤去の実施 ・被害防止に必要な関連機材に関する検討、購入、活用

１０年度	イノシシ カ ラ ス類 ニホンザル ニホンジカ アナグマ カワウ アライグマ	・広報紙・ホームページ等を通した野生鳥獣被害防止の理解促進 ・侵入被害防止柵による農地、農作物の被害の軽減 ・地域住民主体による被害防除、追払い、放任果樹の撤去の実施 ・被害防止に必要な関連機材に関する検討、購入、活用

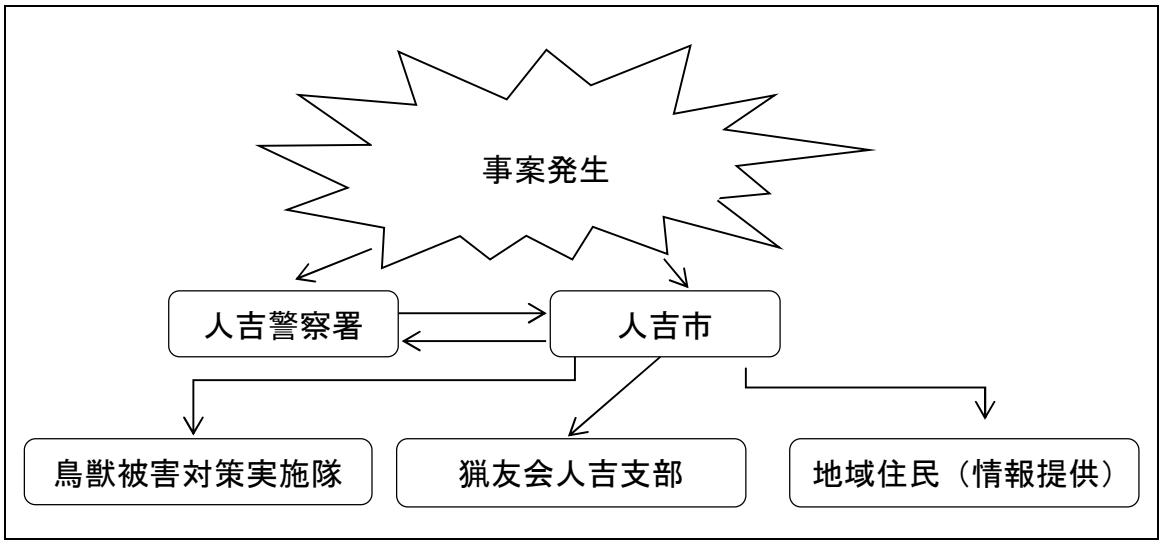
６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

構成機関の名称	役　割
人吉市農家振興組合長連絡協議会	・被害発生時の通報 ・被害情報の提供
球磨地域農業協同組合 下球磨営農センター	・被害発生時の通報 ・被害情報の提供
熊本県農業共済組合球磨支所	・被害発生時の通報 ・被害情報の提供
人吉市鳥獣被害対策実施隊	・被害発生時の対処 ・銃器・ワナによる有害鳥獣の捕獲 ・追い払い活動
熊本県猟友会人吉支部	・適切な捕獲方法の助言 ・被害情報の提供
鳥獣保護管理員	・捕獲した対象鳥獣の保護
人吉警察署	・住民の避難誘導並びに雑踏警備 ・銃使用に係る県・市との協議 ・捕獲、追い払い活動の支援 ・銃器による有害鳥獣の捕獲
人吉下球磨消防組合	・負傷者の救急搬送または現場待機 ・住民への注意喚起
熊本県県南広域本部 球磨地域振興局農林部 ・森林保全課 ・農業普及・振興課 ・林務課	・人吉警察署への連絡 ・有害鳥獣関連の情報提供 ・技術的指導 ・農林業被害の実態把握 ・情報の共有化
人吉市 ・農林整備課 ・農業振興課	・関係機関への連絡調整 ・住民の安全確保と捕獲許可、追い払い活動 ・住民への避難誘導

	・情報収集、広報活動 ・緊急銃猟時の指揮監督
人吉市教育部 ・学校教育課	・学校、幼稚園への連絡調整 ・自主防衛への実施指示
人吉市健康福祉部 ・福祉課	・保育園への連絡調整 ・自主防衛への実施指示
球磨川漁業協同組合	・水産物被害に関する情報収集・提供

（２）緊急時の連絡体制



７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、法令に基づいた埋設処理や自家消費による処理等を実施する。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	対象鳥獣の食品として利活用については検討する。 食品として加工、販売する場合は、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針に準じた食肉を使用するものとする。 捕獲鳥獣の食肉処理施設設置における解体処理を行う
ペットフード	捕獲鳥獣を食肉又はペットフードとして利活用することを検討する。
皮革	該当なし
その他（油脂、骨製品角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	食肉処理等の解体を行った残渣については、焼却炉等の利用による焼却処理について検討する。

（２）処理加工施設の取組

ジビエ処理加工施設の設立について意欲ある取り組み者への支援を行い、ジビエ利用を推進する。 ジビエ食肉利用残渣について焼却施設の整備を検討。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

衛生管理者育成等の研修会等の開催を行い、人材育成を行う。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	人吉市有害鳥獣被害対策協議会

構成機関の名称	役　割
人吉市農家振興組合長連絡協議会	・被害情報の提供 ・防除の推進 ・鳥獣等の正しい理解 ・地域での情報共有化
球磨地域農業協同組合 下球磨営農センター	・被害情報の提供 ・防除教育と防除の推進
熊本県農業共済組合球磨支所	・被害情報の提供 ・防除教育と防除の推進
人吉市鳥獣被害対策実施隊	・有害鳥獣関連情報の提供 ・有害鳥獣捕獲の実施
熊本県猟友会人吉支部	・情報の提供 ・捕獲の推進
鳥獣保護管理員	・鳥獣被害の情報収集
人吉市森林組合	・被害情報の提供 ・防除の推進
熊本県県南広域本部 球磨地域振興局農林部 ・森林保全課 ・農業普及・振興課 ・林務課	・有害鳥獣関連の情報提供 ・技術的指導 ・農林業被害の実態把握 ・情報の共有化
人吉市農業委員会	・有害鳥獣関連の情報提供 ・技術的指導 ・農林業被害の実態把握 ・情報の共有化

人吉市 ・農林整備課 ・農業振興課	・有害鳥獣被害対策協議会事務局を担当し、連絡調整 ・有害鳥獣関連の情報提供 ・技術的指導 ・農林業被害の実態把握 ・情報の共有化

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役　割
九州農政局	・有害鳥獣関連情報の提供 ・被害防止技術の情報提供
熊本南部森林管理署	・国有林内での鳥獣被害対策における連携 ・有害鳥獣関連情報の提供 ・被害防止技術の情報提供
熊本県立大学	・効果的な地域対策に対する研究と提言
人吉警察署	・捕獲の適正化 ・事故防止に関する情報提供

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

①組織

組織の名称	人吉市鳥獣被害対策実施隊
設立	平成２５年３月１４日

②構成

構成員（定員１００名）	役割
熊本県猟友会人吉支部会員の中で人吉市長が任命するもの	有害鳥獣の捕獲、捕獲後の処理、有害鳥獣の調査、被害状況の調査、有害鳥獣の追い払い、捕獲個体の確認など
隊長（１名）	役割
各班長（全１０班）の指名のもとに決定	隊の総括及び捕獲申請、請求等の業務

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・平成２０年度から、狩猟期間中に頭数調整捕獲の許可を得てニホンジカを捕獲した者に対しても、有害鳥獣捕獲と同じく報償金を交付しており、一般狩猟者の協力も得る体制をとっている。
・令和２年度以降も引き続き実施隊により計画にあげている有害鳥獣すべてにおいて追い払い・捕獲活動を行う。
・地域住民自らが農作物被害防除、有害鳥獣追払い等を積極的・主体的に取り組むことができる体制を整えていく。
・捕獲従事者となる担い手の確保のため、県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用も検討する。
・令和７年度狩猟期において、イノシシの有害捕獲許可証と従事者証を交付することとし、被害防止に対応している。

１０．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・野生鳥獣の生息状況･個体数の把握に努める。
・野生鳥獣との棲み分けのビジョンについて協議・検討する。
・被害状況の正確な把握に努める。
・中山間地域の総合的な施策について関係機関と協議・検討する。
・補助金、交付金等の活用による優先順位について協議・検討する。